

「国分寺市立第二小学校大規模改造工事（その3）」の概要等について

標記工事について、下記のとおり国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札方式（特別簡易型）による工事参加希望型指名競争入札を電子入札によって行います。

ついては、入札参加を希望される方は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）により申請を行い、必要書類を提出願います。なお、申請は指名の参考とするものであり、申請者が必ず指名されるものではありません。

記

1. 工事の概要

- (1)工 事 件 名：国分寺市立第二小学校大規模改造工事（その3）
- (2)工 事 場 所：国分寺市光町三丁目1番地
- (3)工 事 期 間：契約締結日の翌日から令和7年11月14日まで
- (4)工 事 業 種：建築工事
- (5)工 事 概 要：工事概要書のとおり
- (6)予 定 価 格：事後公表
- (7)低入札調査価格：事後公表
- (8)前 払 金：本件は前金払の対象工事である。前払金は、1億円を限度とし、契約金額の40%以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。なお、前払金を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該前払金の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。
- (9)中 間 前 払 金：(8)により前金払を受けたときは、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を受けることができる。中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）は、5千万円を限度とし、契約金額の20%以内の額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。なお、中間前払金を受けようとするときは、保証事業会社と当該中間前払金の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。
- (10)総 合 評 価 方 式：本案件は価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札方式（特別簡易型）で実施する。
- (11)公 共 調 達 条 例：本案件は国分寺市公共調達条例を適用する案件となるため、落札者及び下請事業者等は労働者に対して市の定める最低額以上の賃金を支払う必要がある。詳細は、国分寺市公共調達条例特記約款及び国分寺市公共調達条例の

手引きをよく読み、理解し納得したうえで参加すること。

2. 入札方法

電子入札サービスによる入札

3. 参加資格要件

- (1) 国分寺市工事参加希望型指名競争入札実施要領(以下「要領」という。)に掲げる参加資格要件に該当していること。(要領は、国分寺市ホームページに掲載。)
- (2) 要領第5条第1項第2号に掲げる工事業種に、建築工事の登録をしていること。
- (3) 要領第5条第1項第3号に掲げる建設業の許可を受け、かつその許可区分が特定であること。
- (4) 国分寺市契約事務規則(昭和40年規則第5号)第35条第1項の規定により資格審査サービスに登録された市と契約する本店、支店及び営業所の所在地が国分寺市にあること。ただし、市内における本店については申請時において1年以上、市内における支店及び営業所においては3年以上、契約締結の権限を有する代表者又は代理人を置いていること。
- (5) 要領第5条第1項第4号に掲げる最新の経審(建築一式)の総合評点に国分寺市指名競争入札参加者の指名基準(平成7年要綱第8号)第2条第2項の点を付した総合数値が700点以上であること。
- (6) 本工事に、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置、又は、同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)を配置できること。

※特例監理技術者を配置する場合は、以下の①から⑩までの要件を全て満たすこと。

- ①建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする(ただし、同一又は別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)。
- ⑤特例監理技術者が兼務する工事は国分寺市内の工事(発注者は問わない)であること。
- ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事(通年維持工事等24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)以外の工事であること。

⑩兼務する工事が兼務することを禁止していないこと。

4. 申込み手続き等（※それぞれの書類提出期限にご注意ください）

電子入札サービスにより入札参加申請を行い、必要書類を提出し審査を受けなければならない。
なお、必要書類は書留で郵送するものとし、持参等の受付は行わない。また、提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 入札参加申請期間

令和7年4月24日(木)～令和7年5月1日(木)午後3時まで

(2) 資格審査に係る必要書類（提出期限令和7年5月1日(木)まで ※当日消印有効）

ア. 郵送書類一覧

イ. 建設業許可証又は建設業許可通知書(写)

※本店以外の支店等で要領第5条第1項第2号の登録を受けている者は、建設業許可申請書別表の写しを添付すること。

ウ. 最新の経営事項審査結果通知書(写)

エ. 専任で配置予定の監理技術者資格者証(写)、又は、配置予定の特例監理技術者の監理技術者資格者証(写)及び専任で配置予定の監理技術者補佐の資格及び所属建設事業者が確認できる書類(写)

オ. 最新の法人市民税納税証明書

(3) 総合評価方式の技術評価点に係る必要書類（提出期限令和7年5月26日(月)まで ※必着）

※落札決定基準の内容を踏まえ、該当するものがあれば（複数件必要とする場合は複数）提出すること（別紙「総合評価方式提出書類一覧」を参照）。基準日は、要件の定めがない場合は案件の公表日（令和7年4月24日（木））とする。

ア. 市が発注した契約金額500万円以上の工事成績評定結果の写し。対象は令和7年度及びその前5年度内に完了した工事のうち、最直近3件のものとし、工事業種は建築工事とする。

●工事成績評定結果の写しが必要な事業者は、令和7年5月8日(木)～令和7年5月20日(火)の間に国分寺市総務部契約管財課に請求し、交付を受けること。

（詳細については、指名時にあわせて通知します。）

イ. 過去5年間における要件を満たす CORINS 竣工登録が分かる書類及び契約書(写)（※要件は令和7年度及びその前5年度内に完了した工事のうち、工事業種が建築工事であり、請負金額が大きい実績から2件以上提出すること。共同企業体で受注したものは共同企業体協定書(写)も提出すること。）

ウ. ISO9001 認定書(写)

エ. 配置予定技術者に係る要件を満たす工事の CORINS 竣工登録が分かる書類及び契約書(写)

（※要件は令和7年度及びその前5年度内に完了した工事のうち、請負金額が大きい実績から2件以上提出すること。うち1件は工事業種が建築工事のものとする。共同企業体で受注したものは共同企業体協定書(写)も提出すること。）

オ. 下請負事業者予定一覧表（市指定様式あり）

- カ. 市との防犯協力が分かる書類
 - キ. 市との除雪協力が分かる書類
 - ク. 市と締結している防災協定が分かる書類
 - ケ. 緊急工事等の契約実績が分かる書類
 - コ. 消防団員の雇用実績が分かる書類
 - サ. ISO14001 又はエコアクション 21 認定書 (写)
 - シ. 障害者の雇用状況届出書 (市指定様式あり)
 - ス. 高年齢者の雇用状況届出書 (市指定様式あり)
 - セ. 育児・介護等の休暇制度が分かる書類
 - ソ. 要件を満たす事業所としてのボランティア活動が分かる書類 (※要件は別紙「落札者決定基準」を参照)
 - タ. 最新の経営事項審査結果通知書 (写)
- (4) 必要書類の受付 (※それぞれの期限に留意すること)
- 書留郵送のみ受付をする。(持参等の受付は不可)
- 送付先 〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市総務部契約管財課契約係

5. 資格審査及び指名等

- (1) 入札参加資格があるとされた者に対しては、電子入札サービスにより指名又は非指名の通知をする。

通知日 令和 7 年 5 月 8 日 (木)

- (2) 入札参加資格審査の結果、参加資格がないとされた者にはその旨書面により通知する。その場合、参加資格がないとされた者は、その理由について書面をもって説明を求めることができる。

通知日 令和 7 年 5 月 7 日 (水)

説明請求日 通知日から一週間以内

回答日 説明請求から 3 日以内

6. 設計図書の貸出及び質疑・回答

- (1) 設計図書 (設計図面や仕様書等を pdf ファイルに変換し、媒体(CD-R)に格納する。) の貸出については、送料受取人(申請者)払いで送付する。

設計図書到着予定日 令和 7 年 5 月 9 日 (金) 午前中

※設計図書は、工事金額積算のために貸し出すものであり、目的外で複写・複製等の利用は行わないこと。また落札者以外は開札後、速やかに返却すること。

※設計図書のデータ容量が小さい場合には、指名通知書に添付して、電子入札サービスにて送付する。

※設計図書の管理については、厳格に行うこと。

- (2) 設計図書に係る質疑

質疑については、電子調達サービスの質問登録機能を利用すること。

質疑締切日 令和 7 年 5 月 20 日 (火) ※正午まで

- (3) 回答

電子調達サービスの質問回答機能で回答する。

回答日 令和7年5月22日(木)

7. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、総合評価値が最も高い者を落札予定者として決定する。総合評価値の最も高い者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、その者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲で発注者の定める要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 総合評価値は、入札書が無効でない者について、次の計算式により算定するものとする。

総合評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点は、次の計算式により算定するものとする。この場合において計算式により算出した価格評価点は、小数点第2位までとし、第3位を四捨五入するものとする。

価格評価点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

3) 技術評価点評価項目の詳細は別添の落札者決定基準による。

8. 入札書の提出

(1) 期 限 令和7年5月30日(金) 午前9時30分

(2) 場 所 電子入札サービス

9. 開札

(1) 日 時 令和7年5月30日(金) 午前10時30分

(2) 場 所 電子入札サービス

10. その他

(1) 参加希望の申請は、指名の参考とするものであり、申請者が必ず指名されるものではない。

(2) 入札参加資格者が2者未満であるときは、入札を中止する。

(3) 入札回数は最高3回までとする。

(4) 落札者には開札後、落札した旨を、電子入札サービスでの落札決定通知書及び電子メールまたは電話にて知らせるものとする。

(5) 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は評価項目算定資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、規定に基づき指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。

(6) 落札者を決定し契約締結した案件において、完了検査の結果、受注者が技術評価において加点された評価項目の一部又は全部について、加点に至った評価基準を満たしていないことが判明し、その責めが受注者にあると認められる場合には、当該案件について技術評価点の減点対象とする。

- (7) 落札者決定後、入札参加者の評価結果を公表する。入札参加者は、公表があった日から起算して14日以内に、自らの技術評価について、書面にて照会することができる。
- (8) 入札後においては、いかなる理由をもっても、本件に係る一切の異議申立てはできない。
- (9) 入札にあたっては、国分寺市電子入札運用基準及び入札者心得をよく読むこと。
- (10) 国分寺市ホームページに「国分寺市低入札価格調査等実施要綱」が掲載されているので、必ず確認の上参加申込をすること。

11. 問い合わせ先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18

国分寺市総務部契約管財課契約係 042-312-8690